

一般財団法人 VCCI協会

定款

平成 21 年 2 月 1 日作成

# 一般財団法人 VCCI協会 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人 V C C I 協会と称し、略称を V C C I とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区麻布台2丁目3番5号ノアビル7階に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、電子・電気装置から発生する妨害波などがもたらす障害を抑制し、また外部からの電氣的な妨害による電子・電気装置の障害を防止するために、関係業界の協力によりそれらの妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、電子・電気装置を利用するわが国の消費者の利益を擁護することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主規制措置に伴う適合確認届出、市場抜取試験、測定設備の登録などの運営事業
- (2) 妨害波の測定技術向上のための技術者教育事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の抛出、その価額及び基本財産)

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 情報処理装置等電波障害自主規制協議会 理事長 長谷川 英一  
住 所 東京都目黒区東山1丁目23番9号  
抛出財産及びその価額 現金 1千万円

2 前項の財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は、この法人の目的

である事業を行うために不可欠な財産として、この法人の基本財産とする。

- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。また、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項第 3 号から第 6 号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記

載した書類

(収支差額の処分)

第 9 条 この法人は、第 5 条の財産を財政基盤とし、非営利的な運営をする。この法人の収支決算に差額が生じたときは、理事会の決議を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとし、剰余金を分配することはしない。

(借入金)

第 10 条 この法人は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年未満のものを除き、評議員会の承認を経て、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

## 第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

2 この法人の評議員会には、評議員長を置く。

(評議員等の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定め

のあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者  
ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）  
である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3 評議員に移動があつた場合は、2 週間以内に登記しなければならない。

（任期）

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 14 条 評議員には、1日当たり 20,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、その職務執行の対価として支給することができる。

## 第 5 章 評議員会

（構成、評議員長及びその選解任）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。
- 3 評議員長の選任及び解任は、評議員会において行う。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議し、それ以外の事項は、決議することはできない。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について政令で定める特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について政令で定める特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員長及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規程)

第 22 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

## 第 6 章 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、この法人の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、3 名以内の業務執行理事を置き、この中から専務理事、常務理事、執行理事を選任することができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

第 24 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事又は監事並びに会計監査人に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分

担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

- 第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び監事は、理事会で承認を得た場合は、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 前項に関しては、評議員会において別に定める報酬規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(会長、副会長及び顧問)

- 第 31 条 この法人には、会長、副会長及び顧問を若干名置くことができる。
- 2 会長、副会長及び顧問は、次の職務を行う。
- (1) 代表理事の相談に応じること。
  - (2) 代表理事から諮問された事項において参考意見を述べること。
- 3 会長、副会長及び顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、理事会で承認を得た場合は、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

- 第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(権限)

- 第 33 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事、常務理事、執行理事の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項、その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の責任の免除

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、理事会において定める理事会規程によるものとする。

## 第 8 章 会員

### (種別)

第 39 条 この法人の目的に賛同し、この法人が定めた自主規制措置運用規程などの事業に参画して活動するものは、理事会の定める方法により承認を得た次の正会員、賛助会員、特別会員及び団体会員でなければならない。

- (1) 正会員とは、電子・電気装置及び関連部品を製造又は販売するもの。
- (2) 特別会員とは、電子・電気装置に関する分野において、国内外の政府機関及び指導的立場にある公的な測定機関であって、この法人の事業推進に協力するもの。
- (3) 団体会員とは、法人を主たる構成員とする団体であって、この法人の事業を推進するもの。
- (4) 賛助会員とは、正会員、特別会員、団体会員以外のもの。

### (入 会)

第 40 条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書をこの法人に提出し、理事会の定める方法により承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として、この法人に対してその権利を行使する 1 人の者(以下「会員代表者」という)を定め、この法人に届けなければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届をこの法人に提出しなければならない。

### (年会費等)

第 41 条 会員は入会時に、別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第 42 条 会員は、任意にこの法人から退会することができる。ただし、2ヵ月以上の予告期間を置くものとし、別に定める退会届をこの法人に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の 1 に該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
  - (2) 会費を納入せず、督促後なお会費をその年度内に納入しないとき

### (除 名)

第 43 条 会員は、次号の各号の 1 に該当し、理事会の決議を経たときは、これを除名す

る。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したもの。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をなしたもの。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 44 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他拠出金品は返還しない。

## 第 9 章 委 員 会

(運営委員会)

第 45 条 この法人に運営委員会を置く。

2 前項の委員会は、団体会員を代表する者及び正会員を代表する者 20 名以内の委員で構成する。

3 第 1 項の委員会の委員長は、委員会で選任する。

4 第 1 項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 運営委員会は、理事会の諮問に応じ、また自らの発意により、この法人の運営の方針について協議を行い理事会に意見を具申する。

(2) この法人の業務運営の年間計画について、理事会に意見を具申する。

(3) 配下に専門委員会を置き、各専門委員会からの課題、提案事項を審議し、必要に応じて理事会に意見を具申する。

5 第 1 項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

6 第 1 項の委員会の運営細則は理事会において定める。

(測定設備等審査委員会)

第 46 条 この法人に測定設備等審査委員会を置く。

2 前項の委員会は、電波障害防止等に関する学識経験者及び第三者機関の代表者等 10 名以内で構成する。

3 第 1 項の委員会の委員長は、委員会で選任する。

4 第 1 項の委員会は、自主規制措置運用規程、技術基準及び測定設備等登録申請書に基づき測定設備等を審査し、登録の適否を判定する。

5 第 1 項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

6 第 1 項の委員会の運営細則は理事会において定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 事務局

(設置等)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 51 条 この法人は、その主たる事務所に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 評議員会、理事会の議事に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 役員等の報酬規程
- (6) 事業計画書、収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 前項の監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び証拠書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類などの閲覧については、法令の定めるところによるとともに、第 52 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 52 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 53 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報取扱基本規程による。

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 3 この法人の最初の理事、及び監事並びに評議員は、第 12 条及び第 24 条の規定にかかわらず、この定款の別表第 1 に定める評議員・役員の通りとし、最初の評議員、役員、会計監査人の任期は、平成 21 年 6 月に開催する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 4 情報処理装置等電波障害自主規制協議会の団体会員、正会員、特別会員及び賛助会員は、第 40 条の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 1 日にこの法人の団体会員、正会員、特別会員及び賛助会員になるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 6 条の規定にかかわらず、第 1 項の規定する日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

別表第1 設立時評議員、役員は以下の通りとする。

設立時	評議員	桜井	秋久
設立時	評議員	小泉	健夫
設立時	評議員	戸邊	宏
設立時	評議員	柴田	惠
設立時	評議員	須賀	卓
設立時	評議員	水野	重徳
設立時	評議員	白川	治
設立時	評議員	武市	博明
設立時	代表理事	長谷川	英一
設立時	理事	中西	英夫
設立時	理事	資宗	克行
設立時	理事	長沢	晴美
設立時	理事	佐竹	省造
設立時	監事	遠矢	弘和
設立時	会計監査人	新日本有限責任監査法人	代表社員 加藤義孝

平成 21 年 2 月1日

設立者名称 情報処理装置等電波障害自主規制協議会  
理事長 長谷川 英一